

個人

特別定額給付金

10万円

お問い合わせ

対象 全ての国民（所得制限なし）  
 申請方法 オンライン申請方式／郵送方式  
 給付時期 5月以降順次  
 熊本市役所 特別定額給付金課コールセンター  
 0570-096-456  
 9:00～17:00（土日祝含む）

子育て世帯特別給付金  
 （子供一人／1回限り）

1万円

お問い合わせ

対象 児童手当を受給している世帯  
 給付時期 6月の児童手当に上乘せ  
 熊本市役所子ども支援課  
 096-328-2158  
 8:30～17:15（土日祝除く）

住居確保給付金

3カ月から最長9カ月、一定額を上限に家賃を支給

お問い合わせ

熊本市中央生活自立支援センター（西区） 096-328-2795  
 熊本市南生活自立支援センター（南区） 096-358-5571

主に失業者への  
 総合支援資金

無利子 60万円まで

対象

収入減や失業により生活維持が困難な世帯  
 単身 月15万円以内  
 2人以上 月20万円以内  
 原則3カ月、最長12カ月

返す期限

10年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能

主に休業者への  
 緊急小口資金

無利子 10or20万円

対象

休業等により収入の減少があり、貸付を必要とする世帯  
 子供の休校により休業し、生活費を要する方に20万円  
 その他の場合に10万円

内容

返す期限

2年以内（最大1年返済猶予）  
 ※返済時の所得状況に応じて免除可能

申込先

熊本市社会福祉協議会 096-324-5511  
 10:00～16:00（土日祝除く）

お問い合わせ

全国共通相談ダイヤル 0120-46-1999  
 9:00～21:00（土日祝含む）

事業主（個人事業主・フリーランスを含む）

5月11日時点

持続化給付金

個人事業主 最大100万円  
 中小企業 最大200万円

お問い合わせ

対象 売上が前年同月比5割以上減少  
 給付額 前年総売上－（減少月の売上×12）  
 申請方法 5月1日よりオンライン申請  
 持続化給付金事業  
 コールセンター  
 0120-115-570  
 8:30～19:00（土日祝含む）

雇用調整助成金

上限8,330円/人  
 ×休業日数

お問い合わせ

対象 売上が5%以上減少。一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った場合  
 支給額 上限8,330円/人×休業日数  
 熊本労働局職業対策課  
 096-312-0086  
 8:30～17:00（土日祝除く）

小学校休業等対応助成金

日額8,330円/人×休暇取得日数

対象

小学校の休校等により労働者に有給の休暇を取得させた事業主  
 支給額 有給休暇取得者に支払った賃金  
 上限8,330円/人×休暇取得日数

お問い合わせ

小学校休業等対応支援金

日額4,110円

対象

小学校の休校等により契約していた仕事ができなくなった  
 支給額 日額4,100円×働けなかった日数

厚生労働省相談センター  
 0120-60-3999  
 9:00～21:00（土日祝含む）

家賃支援給付金

家賃の2/3を給付

対象

1カ月の売上が5割減少 or 3か月の売上平均が3割減少  
 個人事業主 最大25万円  
 中小企業 最大50万円  
 （※現在、政府与党で検討中）  
 期間 6カ月

休業要請協力金

10万円

熊本県

対象

熊本県の休業要請に応じた事業主  
 中小企業、個人事業主

お問い合わせ

事業継続支援金

個人事業主 最大10万円  
 中小企業 最大20万円  
 対象 売上が前年同月比3割～5割減少  
 交付額 前年総売上－（減少月の売上×12）

熊本県商工政策課  
 休業要請協力金相談専用窓口  
 096-333-2828  
 8:30～19:00（土日祝含む）

緊急家賃支援金

家賃の8割を助成（上限28万円）

熊本市

対象

県の休業要請を受け休業した施設  
 または時短営業をした飲食店など  
 交付額 店舗の1カ月分の家賃の8割（上限28万円）  
 申請方法 郵送で申請（5月7日～6月30日）

お問い合わせ

熊本市緊急家賃支援金  
 相談窓口  
 0570-096-700  
 9:00～17:00（土日祝含む）

日本政策金融公庫・商工中金による  
 実質無利子無担保融資

個人事業主 最大6,000万円（利子補給額 上限3,000万円）  
 中小企業 最大3億円（利子補給額 上限1億円）

対象

個人事業主 売上5%減⇒当初3年間は実質無利子  
 中小企業 売上5%減⇒当初3年間0.21%まで利下げ（限度額1億）  
 売上20%減⇒当初3年間は実質無利子  
 融資期間 設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

民間金融機関による  
 実質無利子無担保融資

最大3,000万円 県の制度融資を活用し  
 民間金融機関で実施

対象

個人事業主 5%減⇒保証料ゼロ・金利ゼロ  
 中小企業 15%減⇒保証料ゼロ・金利ゼロ、5%減⇒保証料1/2  
 （当初3年間は利子補給期間とする）  
 融資期間 10年以内（据置5年以内）※5月1日より受付

熊本県  
 金融円滑化特別資金  
 （セーフティネット保証4号  
 /危機関連保証）

最大8,000万円

保証料率の利用者負担を  
 県が全額補助

お問い合わせ

ビジネス支援センター 096-355-2112  
 8:30～17:00（土日祝除く）

受け取る

借りる

減免・免除

猶予等

受け取る

借りる

（個人・事業主 共通）

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等	一定程度収入が下がった方	各自治体の担当課
国民年金保険料の免除の特例	所得が相当程度下がった方	各自治体の担当課
テレワークのために行う設備投資税制 中小企業経営強化税制の拡大	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する機械装置、工具、器具 備品、建物付属設備、ソフトウェア	中小企業庁
固定資産税・都市計画税を ゼロまたは1/2に軽減	中小事業者等の償却資産と事業用家屋の 令和3年度分の固定資産税と都市計画税	中小企業庁、市町村

無担保・延滞税なし 納税1年間猶予 収入前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合	所得税、住民税、固定資産税など（個人） 消費税、法人税、固定資産税など（企業）	熊本西税務署 096-355-1181 8:30～17:00（土日祝除く）
住宅ローン減税対象期間の延長		
厚生年金保険料等の納付猶予の特例 収入が前年同期に比べ約20%以上減少	最寄りの年金事務所や健康保険組合へ	
大学等への学費の納付猶予や減免等について要請	各大学等の相談窓口へ	